

## 令和元年度 第1回高知県特別職報酬等審議会（議事録）

日 時：令和2年1月8日（水）15:00～16:30

場 所：高知県庁第二応接室

出席者：高知県特別職報酬等審議会

山元会長、石原委員、小川委員、折田委員、木村委員、筒井委員、福永委員

高知県

君塚総務部長、中村総務部副部長、平井行政管理課長、横田職員厚生課長、檜谷議会事務局総務課長、菅谷教育委員会事務局教育政策課長

（行政管理課長）

皆様おそろいになりましたので、ただ今から、高知県特別職報酬等審議会を始めさせていただきます。委員の皆様、本日は、お忙しい中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。開会に先立ちまして、委員の皆様をご紹介させていただきます。お手元に配席図をお配りしております。また資料の2頁の方に、委員の名簿をつけておりますのでご覧いただきたいと思います。

### 【委員紹介】

（行政管理課長）

続きまして、県側の職員を紹介させていただきます。

### 【県職員紹介】

（行政管理課長）

なお、この審議会は、「公開」の会議となっております。続きまして、本日のスケジュールを簡単にご説明させていただきます。お手元にお配りしております、「会次第」をご覧いただきたいと思います。「1 開会」の後、「2 会長の選任」を行わせていただきます。その後「3」、会長、知事から、それぞれご挨拶を頂戴する形になります。そして、「4」、知事から会長に諮問書をお渡しした後、事務局から、資料の説明をさせていただいたうえで、「5 審議」をお願いしたいと考えておるところでございます。なお、本日の審議会の議事録でございますが、後日、県庁行政管理課のホームページで公開させていただく予定でございます。それでは、ただ今から、審議会を開会させていただきます。まず、議事に入ります前に会長の選任をお願いしたいと思います。資料の3頁をご覧いただきたいと思います。この審議会について定めております条例第4条第1項でございますように、会長の選任は委員の互選によるとされておるところでございます。いかがいたしましょうか。

（筒井委員）

推薦を。山元委員にお願いしたらどうかと思います。

（各委員）

異議なし。

（行政管理課長）

ありがとうございました。それでは、山元委員に会長をお願いいたします。よろしく願いいたします。それでは山元委員には会長席の方へお移りいただけますでしょうか。

### 【会長席へ移動】

(行政管理課長)

それでは、山元会長から、一言ご挨拶をお願いいたします。

(山元会長)

ただいま会長に指名いただきました山元でございます。よろしくお願いいたします。それでは、一言ごあいさつをさせていただきたいと思っております。委員の皆様におかれましては、新年を迎えられてお変わりなくお過ごしのことと思っております。さて、先だつての知事選挙によりまして濱田知事が就任され、元日の新聞では、「課題解決に向け一歩でも二歩でも前進するよう、成果にこだわる」というふうな、年頭所感が記事として掲載されておりました。県勢の浮揚に向けた取組が、本年も一層進みますことを大いに期待しているところでございます。本日、知事からの委嘱を受けまして、先ほどご紹介をいただきました私ども7名の委員によりまして、高知県特別職報酬等審議会が設置されることになりました。これから、知事の諮問に応じまして、審議を進めていくことにいたします。私が会長ということではありますけれども、各界の代表でございます委員の皆様から活発なご意見をいただき、そして審議会自体が時間も限られておりますので、活発な意見をいただく中にもスムーズな進行ということにもご協力をお願いしまして、進めていきたいと思っております。どうかよろしくお願いいたします。

(行政管理課長)

ありがとうございました。それでは、濱田知事からご挨拶をお願いします。

(濱田知事)

知事の濱田でございます。改めまして一言ご挨拶を申し上げたいと思っております。委員各位におかれましては、常日頃県政の推進に関しまして多大なるご協力、またご理解をいただきまして誠にありがとうございます。また今回は当審議会の委員をお願いいたしましたところ、ご快諾をいただきまして、誠にご多忙のところありがとうございます。当審議会は、ご案内のように、県の特別職に関する報酬ですとか給料に関しまして、県民の皆さんの各層、また各界のご意見を代表する方々に、ご意見をいただくために設置をされている審議会でございます。具体的には議会の議員の方々の報酬、そして知事、副知事、教育長の給料、退職手当、こういったものに関しまして、金額でございますとか、支給の基準、こういったものに関してご意見を賜りたいということで設置している審議会でございます。今までの流れを拝見してみますと、そうは言いましてもなかなか給料とか報酬が高い安いというのはなかなか難しい難問であるということだと思います。現実には例えば一般職の給与がどんな状況であるか、あるいは他の都道府県がどんな状況であるか、そういったところも手がかりに、参考にしていただきながら、ご意見をいただいているということだと思います。概ね2年に1回くらいの周期で、過去で申しますと知事、副知事、教育長の給料、あるいは議会の議員の報酬に関しましては平成22年にご意見をいただいて改定して以来、概ね2年おきにチェックはいただいておりますけれども、据置きということで推移をしていると承知をしておりますし、また知事、副知事、教育長の退職手当の支給の基準につきましては、直近の2年前、平成30年に一般職の動向等も踏まえて、減額の方角での見直しをして、今回初めてのチェックをいただくチャンスということになってまいります。そうしたことでございまして、委員各位お忙しい中恐縮でございますけれども、そうした経緯もご参考にしていただきながら、かつ、どうか忌憚のないご意見を、率直なご意見を戦わせていただきまして、この件に関しましてチェックをいただき、またご意見を賜ればと思っております。どうかよろしくお願いいたします。

(行政管理課長)

それでは、知事から会長に諮問書をお渡しいたします。

(濱田知事)

高知県特別職報酬等審議会様、議会の議員の議員報酬の額並びに知事、副知事及び教育長の給料の額及び退職手当の支給基準についてご審議いただきたいので、高知県特別職報酬等審議会条例第2条の規定に基づき諮問します。令和2年1月8日、高知県知事 濱田 省司、どうぞよろしくお願いいたします。

(行政管理課長)

それでは濱田知事は、こちらで失礼させていただきます。

【知事退席】

(行政管理課長)

それでは、審議の進行をここからは山元会長にお願いします。

(山元会長)

それでは、早速審議に入りたいと思います。この会議の進め方について、事務局の方でお考えがあれば説明をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

(行政管理課長)

知事、議員等の給料、報酬及び退職手当につきましては、条例で定められておりますため、審議会から改定の答申をいただいた場合には、2月議会に条例改正を提案する必要があるということでございます。このためこれまでも、まず1回目となります本日の審議会では、事務局からの資料説明を踏まえてご審議をいただきまして、2月初旬に開催いたします、第2回目の審議会で、結論をいただいているところでございます。今回も、同様に進めていただければと考えております。よろしくお願いいたします。

(山元会長)

ただいまの審議会の開催につきまして、事務局の説明のとおり進めていきたいと思っております。次回には、結論を得るようにしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。それでは、事務局から資料の説明をお願いいたします。

(行政管理課長)

それでは私から資料に沿って説明をさせていただきます。まずお手元の「第1回高知県特別職報酬等審議会資料」、ホチキス留めの資料をご覧くださいと思います。

まず1頁をお開けいただきたいと思っております。1頁は、先ほど、濱田知事から山元会長にお渡しさせていただきました、諮問書の写しでございます。

その次、4頁をご覧くださいと思います。「特別職報酬等の改定状況」でございます。本年1月1日現在で作成しております。まず、「(1) 本県の状況」でございます。各給料の月額が出ております。知事の方でございますが122万円、副知事が94万円、教育長は78万円、議長の報酬月額につきましては90万円、副議長は82万円、議員は77万円となっております。なお、右の方に「適用年月日 平成22年4月1日」と記載しております。その後の改定が行われていないということでございます。これは、先ほど知事が申し上げましたけれども、それ以降は、平成24年、25年、27年、29年、30年に開催した審議会におきまして、ともに据え置きのご答申をいただいたということでございます。

次に、「(2) 全国の状況」でございます。こちらの表でございますが、各都道府県の特別職の報酬等の額が、現行の額に改定された年を、暦年でまとめておるものでございます。前回、平成30年の審議会以降に改定が行われております団体につきましては、平成30年の、青森、長野、平成31年の、山形、新潟、佐賀というところでございます。なおこの5団体のうち、青森は減額でございまして、それ以外の4団体につきましては増額の改定となっております。これは、一般職の給与の改定率ですとか他の都道府県の水準等を考慮したことが主な改定の要因ということでございます。

次に5頁をご覧くださいと思います。まず、「(3) 四国4県の状況」でございます。四国4県の特別職の報酬等の月額をまとめたものでございます。すべての職につきまして、本県の額がいずれも低くなっているところが見取れる状況となっております。

次に、「(4) 県内市町村の状況」ということで、こちらは参考まででございますが、県内 34 市町村の特別職の報酬等の額が、現行の額に改定された年を、暦年でまとめたものでございます。

次に 6 頁をご覧くださいと思います。「四国 4 県の改定の経緯」をまとめておるものでございます。各県の直近の改定につきまして、知事の欄をご覧くださいと思います。左側から、徳島県は平成 9 年 4 月 1 日、次に香川県は平成 16 年 4 月 1 日、それから愛媛県は平成 8 年 4 月 1 日、本県は平成 22 年 4 月 1 日となっておりますということでございます。他の 3 県は、しばらく改定がされていないということが見て取れるということでございます。なお、教育長につきましては、本県を含めまして、過去の改定状況の把握が困難であるため、直近の改定状況のみを載せておる資料になっているところでございます。

次に 8 頁をご覧くださいと思います。ここからは、特別職の報酬等の全国状況につきまして、ご説明をさせていただきますと思います。併せまして、別紙の「特別職等の全国状況等の概要」を並べてご覧いただければと思います。各都道府県の「特別職報酬等の改定状況」でございます。こちらの表は、先ほど、4 頁でご説明申し上げました、「(2) 全国の状況」につきまして、都道府県の別に整理し、一覧表にしたものということでございます。それでは少し 8 頁をご覧くださいと思います。前回、平成 30 年の審議会以降に改定が行われた団体は、知事及び副知事と教育長のそれぞれに、網掛けをさせていただいておるところでございます。網掛けをしているものにつきましては、知事、副知事についてはいずれも平成 30 年、31 年に改定のありました、先ほど申し上げた 5 団体でございます。また教育長につきましては 6 団体において同じような改定が行われておるところでございます。網掛けをさせていただいておるところでございます。知事、副知事の改定につきましては、表の左端に、平成 30 年の審議会以降に増額改定のあった団体は上向きの矢印を入れております。減額改定のあった団体は下向きの矢印を入れておるところでございます。また、教育長の改定につきましては、表の右端に同様に、矢印の上向き下向きで表示をさせていただいておる資料でございます。

A 4 の 2 枚の資料をご覧くださいと思います。こちらは、前回、平成 30 年の審議会以降に改定のありました団体を抜き出した「2. 知事の給料に改定のあった団体の状況」です。改定の理由ということでございますが、「一般職の給与の改定状況」や「他の都道府県の水準」に伴うものというのが、主な内容になっておるところでございます。減額は青森県、それ以外は増額の改定ということでございます。青森県は前回平成 5 年度の審議会で改定を行って後、平成 29 年度まで審議会を行っていなかったということでございまして、平成 29 年度の審議会におきまして、平成 6 年度以降の一般職の給与改定率の累計で給与水準が低下していること、それから他団体の知事の給与等を考慮した結果、減額改定を行ったということでございます。

資料にお戻りいただき、10 頁をご覧くださいと思います。「給料・報酬額(本則額)」の資料でございます。「本則額」と申しますのは、条例で定められました本来の給料又は報酬額、この審議会でご審議をいただく額ということになるということでございます。現在、およそ 4 割、47 都道府県のうち 21 の団体が、財政上の理由などによりまして、一定期間、給料や報酬等の額を減額するといった措置が講じられておるところでございます。そうした独自に減額した額と区別するために、条例で定められた額を本則額として記載させていただいておるところでございます。この表でございますが、それぞれの職ごとに、全都道府県の現行の「月額」と「全国順位」をまとめているものでございます。高知県の順位でございますが、知事が 43 位、副知事が 45 位、教育長が 32 位、議長が 46 位、副議長が 39 位、議員が 42 位となっておりますところでございます。参考までに順位を申し上げますと、前回の状況からいいますと、知事が 41 位から今の 43 位に、副知事が 43 位から今の 45 位に、議長が 45 位から今の 46 位に、議員が 40 位から今の 42 位に、いずれも下がっておるところでございます。教育長、副議長につきましては変動がないというところでございます。

次に 11 頁をご覧くださいと思います。知事、副知事、教育長につきまして、給料に地域手当を加えました支給月額と全国順位をまとめたものでございます。「地域手当」でございますが、国家公務員が、一般職の給与について、地域の民間の賃金水準を反映させることができるよう、全国共通に適用される俸給表の水準を引き下げた上で、民間の賃金が高い地域で勤務する職員に対しましては、給料月額等の 3% から 20% の割合で、手当として支給をしておるものでございます。各都道府県におきましても同様に支給されておるところでございます。都道府県によりましては、この地域手当が、知事、副知事、教育長にも支給をされておるところでございます。なお、高知県内でございますが、民間の賃金が全国と比べても高くないということで、地域手当が支給される地域はないということでございます。

12 頁をご覧くださいと思います。これらの表は、知事、副知事につきまして、先ほどの 10 頁の地域手当を含まない給料額につきまして、先ほどの全国順位で並び替えたものでございます。四国 4 県につきまして網掛けをさせていただいておる資料でございます。

次に 13 頁をご覧くださいと思います。こちらは教育長につきましてでございます。こちらも同様に、全国順位で並び替えたものでございます。同様に 4 県に網掛けをさせていただいておる資料でございます。

14 頁でございます。こちらは同じく、議長、副議長、議員につきまして、全国順位で並び替えたという資料になっております。

次に 15 頁をご覧くださいと思います。「給料・報酬額（減額後）」の資料になっておるところでございます。先ほど触れましたけれども、およそ 4 割の都道府県におきまして、本来の給料や報酬の額を独自に減額するといった措置が講じられておるところでございます。こちらの表は、減額後の支給月額と全国順位につきまして、参考資料としてまとめたものでございます。本県でございますが、現在知事が 10%、副知事が 3%、教育長が 2%ということで、それぞれ本来の給料月額から減額をしておるという状況でございます。前回の審議会におきましては、知事が 20%、副知事が 7%、教育長が 5%の減額をしておったというところではございましたが、知事の減額率を 20%とした平成 22 年に、20%以上の給料減額を実施していた他の都道府県 21 団体の状況を確認しましたところ、多くの団体におきまして減額率の軽減が図られていたということを持ちまして、平成 30 年 4 月から減額率を今の、知事は 10%に見直したというところがございます。また、このことによりまして、議員につきましては、平成 30 年 3 月をもちまして報酬の減額、議長が 3 万円、副議長が 2 万円、議員が 1 万円ということでございましたが、そちらの方を終了しておるということでございます。

次に 17 頁をご覧くださいと思います。こちらが副知事、教育長、議長、副議長、議員の給料月額でございますが、それぞれ知事の給料月額の何パーセント相当か、といったところを出しておる資料でございます。各都道府県についてまとめておりますが、網掛けをしております本県につきましては、副知事が知事の 77%、教育長が 63.9%、議長が 73.8%、副議長が 67.2%、議員が 63.1%ということで、それぞれ知事の給料の割合になっておるということでございます。一番下に全国平均を記載しておりますが、本県は全ての職におきまして、率でも全国平均以下ということでございます。

次に 18 頁をご覧くださいと思います。こちらは「年間給与（知事）」の資料でございます。こちらの表は知事につきまして、給料、地域手当に、期末手当、いわゆるボーナスに当たるものを加えた、年収ベースの金額を、その全国順位を参考資料としてまとめたものでございます。網掛けをしております高知県をご覧くださいと思いますが、年収が 2,021 万 2 千円で 43 位でございます。が、先ほど申し上げた減額をした形で年収を算定いたしますと、1,874 万 8 千円で 38 位という位置になるということでございます。

すべて説明しませんが、次の 19 頁から同じ形で、19 頁は副知事の年収、20 頁が教育長、21 頁が議長、22 頁が副議長、23 頁が議員ということで、それぞれ年収の額を算定した資料ということでございます。

それでは次の 24 頁をご覧くださいと思います。「特別職と一般職の報酬等の改定状況」の資料ということでございます。(1) 報酬等の推移でございます。それから (2)、こちらは一般職員の給与の改定率の推移をまとめたものということでございます。(2) の表の改定率、例えば、昭和 63 年度のところをご覧くださいと思います。63 年度が改定率がプラスでございますが 2.33%、それから平成元年度は 3.10%でございます。その右に、5.50%でございます。こちらの方は、昭和 63 年度の改定率と平成元年度の改定率を掛け合わせますと、5.50%になるということでございます。(1) の表と (2) の表の関係を申し上げたいと思います。例えば、(1) の表の一番下の行の、「平成 22 年 4 月 1 日」欄の右端の平均改定率がマイナス 1.25%となっております。下の一般職の改定の推移とあわせますと、中程の、平成 20 年度と平成 21 年度の改定率をご覧くださいと思いますが、それぞれ一般職は 20 年度がプラスの 0.06%、21 年度がマイナスの 0.16%で、掛け合わせますとマイナスの 0.10%ということでございます。こちらの方の動きを踏まえまして、上の報酬等の推移がマイナスの 1.25%ということで対応すると、いうふうに見ていただければと思います。このように、一般の職員の改定状況を踏まえ、特別職の給料・報酬を改定するかどうかを検討していくという形になろうかと思っております。今回は、令和元年度が、検討の対象で、初任給及び若年層に限定した改正となっております。なお、前回の報酬審議会でお諮りいたしましたけれども、平成 29 年度につきましては、平均 0.17%の引上げとなっておりますが、これは、初任給及び若年層に重点を置いた改定となっております。特別職の改定は実施をしなかったというところでござ

ざいます。なお、下の一般職の改定率推移、もう一度ご覧いただきたいのですが、先ほど申し上げた22年4月1日以降の改定率をご説明いたしますと、平成22年がマイナス0.15、平成27年がプラス0.15、平成29年がプラス0.17、平成30年がプラス0.15、令和元年がプラス0.12となっておりますので、こちらの期間を全て掛け合わせますと、改定率の累積は、プラスの0.44という形にはなるところでございます。この一般職員の改定率の累計を申し上げました0.44を、今の122万円にかけますとだいたいプラスの5千円ということになりますけれども、今までの改定では1万円単位で改定をしてきておる状況があるということでございます。

次に25頁をご覧いただきたいと思っております。ここからは、議員報酬のご審議の参考としていただくということで、「県議会議員の役割・活動等」につきましてご説明申し上げます。

まず、現在の議員定数でございますが、条例で37人と決められておりまして、高知市ほか15の選挙区から選出されておるということでございます。

次に、議会の役割でございますが、地域の問題につきまして、住民に代わって議論し、物事を決定することによってございまして、2つ機能があるということでございます。執行機関を住民の立場から評価監視する監視の機能、それと住民のための各種サービスにつきまして具体的な提案をします、政策立案機能など、そういった機能になっておるということでございます。特に「監視機能」でございますが、本会議におきます質問や質疑の審議、それから委員会での審査・調査などを通じて行われておるということでございます。それからもう一つの役割でございます「政策立案機能」につきましては、議員自らが、政策的な条例議案や政策について提案を行うというものでございまして、本県議会でございますが、近年、議員による政策的な条例議案が多数提案されておるということございまして、全国的にもトップグループとなる16件が成立しておるということでございます。

次に、「3. 調査研究活動」でございます。地方分権が進められる中で、議会の果たすべき役割は一層重要となってきておるということでございます。議員は、この役割を果たすため、日ごろから調査研究活動を行い、様々な情報を収集し、議会審議に活用しておるということでございます。

次に、「議員の議会活動等の状況」についてご説明をさせていただきます。平成30年の活動状況でございます。

まず「1. 公式用務のある日の状況」でございます。議会の公式の日程といたしましては、年に4回の定例会がおおむね2月、6月、9月、12月に開かれておるところでございます。議会の閉会期間中にも、随時、委員会が開催されておるところでございます。「(1) 議長、副議長」の欄をご覧いただきたいと思っておりますが、定例会、臨時会の開催日数でございますが、平成30年の場合、土、日、祝日を除きまして56日となっております。こちらの内訳につきましては、「(2) 議員」の欄をご覧いただきたいと思っておりますが、本会議が25日でございます。議案精査日が11日、議事整理日が4日、それから4つの各常任委員会が16日となっております。また、日程といたしましては、一部重複する形で、下から2つ目でございますが議会運営委員会や、一番下の特別委員会が開かれておるという状況でございます。委員会につきまして「(2) 議員」の表の中程をご覧いただきたいと思っておりますが、常任委員会は、総務委員会、危機管理文化厚生委員会、商工農林水産委員会、産業振興土木委員会の4つでございます。全ての議員が、いずれかの委員会に属するということが活動を行っております。これらの委員会の活動の状況でございますが、定例会などの会期中に開催されますほか、閉会中におきましても、審査・調査のために随時開催されておるということございまして、出先機関の調査といった出張もあるということでございます。その下の議会運営委員会でございますが、こちらは10名の委員で構成されておりまして、各党派相互の連絡調整や会議の円滑な運営を図ることを目的に、開催をしておるということでございます。その下、特別委員会につきましては、毎年9月の定例会におきまして、一般会計等の歳入歳出決算の審査を行います決算特別委員会が設置されまして、主に10月から11月までの間に、議会閉会中に集中的に審議が行われておるということでございます。議会の公式日程といたしましては、次のような状況でございますが、公式日程以外でも、閉会中におきましては、党派や委員会の任意の活動として、外部講師を迎えての勉強会なども随時開かれておるということでございます。

それから一番下でございますが、「2. 公式用務のない日の状況」ということございまして、公式用務のない土、日、祝日を除きました総日数127日につきまして、議員の登庁の状況を見てみますと、平成30年の実績では、1日平均で約17.0人と、半数近い議員が登庁しておるということでございます。県政課題等につきましての調査や、執行部との協議、意見聴取、県民との対話などの活動を行っておるということでございます。

また、政務活動費を活用しました調査活動も県内外に及んでおりまして、県政のチェックや政策立案に生かされておるといところでございます。

最後でございますが26頁をご覧くださいと思います。一番下の「議員連盟」ということでございます。こちらでございますが、議会の会派を横断した形で組織されておるといところでございまして、「観光産業振興議員連盟」「森林・林業・林産業活性化推進高知県議会議員連盟」「スポーツ振興議員連盟」「地域公共交通活性化促進議員連盟」など、議員連盟による活動も行われておるといところでございます。

各議員でございますが、住民との対話や県政課題についての情報収集など地域における活動も行っておりまして、様々な活動をしているといところだと思います。

最後に、議員には退職手当の制度はございません。

私からの説明は、以上でございます。ありがとうございました。

(職員厚生課長)

知事、副知事及び教育長の退職手当につきまして、ご説明させていただきます。

資料の27頁をお開き願いたいと思います。知事、副知事及び教育長の退職手当は、「知事、副知事及び教育長の退職手当に関する条例」に基づいて支給をしておりますので、まず、条例の概要をご説明いたします。第2条退職手当の支給でございますが、第2項におきまして、退職手当は、知事等の任期ごとに支給することとなっております。また第3条では、退職手当の額を定めております。退職手当の額は、「退職の日における給料月額」に「在職期間の月数」と「支給割合」を乗じて得た額となりまして、支給割合は、知事が100分の48、副知事が100分の35、教育長が100分の24となっております。

次の29頁にお移り願いたいと思います。特別職の退職手当制度の沿革につきまして、ご説明させていただきます。資料の中程、太線の下に平成15年10月3日という欄があると思いますが、そちらをご覧くださいと存じます。この平成15年より前は、特別職の退職手当は、議会の議決を得て支給をしておりましたが、新たに「知事、副知事及び出納長の退職手当に関する条例」が制定され、条例の中に支給割合や、任期毎の支給が定められたことから、支給の際の議会の議決は不要となりました。その下の平成18年の条例改正は、条例が出来て2年が経過し、他県の支給金額や状況等を勘案いたしまして、支給割合を引き上げる変更を行いました。これにより、知事は14.3%、副知事は14.0%、出納長は14.3%の減となりました。

一つ飛ばしまして平成25年、それと一番下の平成30年の改定では、一般職の退職手当の改正状況等を勘案いたしまして、支給割合の引き下げを行っております。一番下の平成30年の改定では、備考欄に記載のとおり、一般職の退職手当の調整率が、100分の87から100分の83.7に引き下げられ、支給率が3.8%減となることから、特別職の支給割合を変更いたしまして、知事は4.0%、副知事は2.8%、教育長は4.0%の減となっております。

続きまして30頁をご覧くださいと思います。知事、副知事及び教育長の退職手当につきまして、全国の状況を説明させていただきます。

まず、1の算定方法でございます。知事の場合は、退職手当を廃止いたしました大阪府以外の46都道府県が、本県と同様に、給料月額に在職期間の月数と支給割合を乗じて算定することになっております。副知事の場合は全都道府県が、教育長の場合は一般職の例によるとしている5府県を除く42都道府県が同様の方法で算定することとなっております。

次に、2の支給割合別団体数でございますが、表では少数第1位を四捨五入した割合ごとの団体数を記載しております。令和2年1月1日現在の知事の支給割合は、退職手当を廃止いたしました大阪府を除きますと、100分の70から100分の48までに分布しておりまして、本県は100分の48でございますので、1番低い割合となっております。副知事の支給割合は、100分の50から100分の20までとなっております。本県は100分の35です。低い方から2番目となっております。また教育長の支給割合は、100分の50から100分の19までとなっております。本県は100分の24でございますので、低い方から6番目となっております。

次が、3の前回審議会開催時との比較になります。表が知事、副知事、教育長とありまして、それぞれ表の上の方、支給割合は、2年前の前回と比べまして、本県は知事、副知事、教育長とも引き下げを行っております。全国平均は知事が57.9から56.7へ、副知事は41.4から40.6へ、教育長は27.6から27.1へと、それぞれ下がっております。次に知事の表の真ん中の枠、知事の退職手当の額を、1年分に割り戻した額で比較をしたもの

でございます。本県の702万7千円に対しまして、全国平均は878万3千円で、本県の順位は46位となっております。前回と変わっておりません。またその下の枠、給料、期末手当、退職手当の合計額を同様に年収ベースに割り戻した額で比較したものでございます。本県の2,723万9千円に対し、全国平均は3,089万2千円で、本県の順位は44位となっております。前回よりも1つ下がっております。同様に2つ目の表、副知事の退職手当の額を1年分に割り戻した額で比較をいたしますと、本県の394万8千円に対し、全国平均は496万円で、本県の順位は46位となっております。前回と変わっておりません。また、給料、期末手当、退職手当の合計額を同様に年収ベースに割り戻した額で比較をいたしますと、本県の1,952万1千円に対し、全国平均は2,244万5千円で、本県の順位は46位となっております。これも前回と変わっておりません。次に3つ目の表、教育長の退職手当の額を1年分に割り戻した額で比較をいたしますと、本県の224万6千円に対し、全国平均は271万9千円で、本県の順位は42団体中35位となっております。前回よりも4つ下がっております。また、給料、期末手当、退職手当の合計額を同様に年収ベースに割り戻した額で比較をいたしますと、本県の1,504万6千円に対し、全国平均は1,699万8千円で、本県の順位は42団体中34位となっております。前回よりも1つ下がっています。

次に資料の31頁をご覧いただきたいと存じます。4の全国の主な改正状況でございます。前回の調査以降に退職手当の支給割合を引き下げた団体を(1)に記載しております。知事及び副知事の支給割合は、本県を含めまして19道県が引き下げております。また、教育長の支給割合は、13道県が引き下げており、香川県は、それまでの一般職の例によるものから、新たに支給割合を定めております。

次の32頁の表でございますけれども、全国の改正状況を一覧にまとめたもので、「改正有」の欄に丸印が入っているところが、ただいま申し上げました改正した団体でございます。

31頁にお戻りいただけますでしょうか。(2)今後の改正については、茨城県が退職手当の支給時期を任期ごとから原則通算とし、選択で任期ごとにも可能とする改正を行っております。(3)の一任期における退職手当算定月数は、すべての都道府県で48月となっております。また、(4)の退職手当の支給時期は、任期ごとの支給が35県、選択により任期ごとか通算かを選べるのが12県となっております。(5)には、特例により退職手当の減額を行っている都道府県の状況を記載しておりますが、6道府県でございます。

33頁に移っていただけますでしょうか。この表ですけれども、先ほど説明させていただきました、退職手当の支給時期、それと支給割合等の全国の状況を都道府県別にまとめたものでございます。

また、その次の34頁でございますが、知事の退職手当額を1年分に割り戻した額と、1年間の給料と期末手当の総額、そしてこの2つを合計した1年間分の総支給額について整理したものでございます。

この後の35頁には副知事の退職手当額を、36頁には教育長の退職手当額を同様に整理しております。資料の説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

(山元会長)

ありがとうございます。事務局の方から丁寧なご説明をいただきました。なにかご質問等がありましたら、委員の皆様、ご発言をお願いしたいと思います。

(石原委員)

他県のことでですけど、減額の幅がすごく多い徳島の減額はいつからどれぐらいでなされているか、教えていただきたいんです。高知と似たような地域状況で、徳島がすごく減額されているので、どうしてかなと。

(行政管理課長)

すいません、他県の状況を持ち合わせておりません。それぞれの知事のご判断でありますので、そういったところのご意向というところがあろうかと思えます。そこはまた確認しておきます、申し訳ございません。

(石原委員)

ありがとうございます。

(木村委員)

大阪府は退職金でなく知事だけ年俸制にしていると思うんですが、年収が47番目、最初に年俸を決めているときに、政治的な判断なのか分かりませんが、ちょっと大阪府が47番目というのは奇異に感じました。

(職員厚生課長)

大阪府が平成28年度に4月1日から退職手当を廃止してございます。そのときの報酬等審議会の議論の概略が公開されていますので、拝見いたしましたところ、理由としては勤続報償としての要素があり退職手当は公選職である知事の性質上なじみにくいのではないかと、というご意見。それともう一つが、民間企業の役員の退職慰労金は、制度がないか、廃止している企業が半数を超えている、これは総務省の調査ということでございます。民間の状況と知事の性質上なじみにくいのではないかと、こういう意見ということだと考えております。

(木村委員)

民間企業だとゴーンさんが何十億とかもらっている、といった話も聞きます。

(山元会長)

民間企業の説明もいただきましたけど、ちなみに勤続報償のような考え方というのは、少なくなっているというのは事実としてあります、その分、実質は全体としてバランスをとっている。民間企業ですからある一定の年度に成果を求められるという要素がありますので、そういう考えも成り立つと思いますが、それが行政の分野でどうかというのは、また少し別のことだと思います。

(木村委員)

私、一番最初にここに来たときに申し上げたんですが、公務員の給料というのは非常に分かりにくいんですよ。月額120万円と書いてありますが、期末手当とか地域手当とかがあって、年額がいくらになるか分かりません。総括表のこの数字は、私は非常に素晴らしいというか、よくここまで調べていただいたと、非常に評価しています。実は大学の年俸額というのはホームページに出ているのですが、計算上なかなか難しいこともあって退職手当までは出ていません。それ以上に透明性の高い資料であり、私は非常に評価しています。ですから、知事に4年間の1年ごとに2700万、これを支給しているんだというのが、納税者に分かります。一方で自発的な減額というのがあって、当審議会で金額1万円上げましょうか、どうしようかと議論をしているのに、知事が自発的に10%20%カットして10万20万減額となると、この審議会の意味はなんだろうという思いがあります。2回前のころに減額の話がかなり議論されたと思うんですが、変えようと思ったら知事の代わったこの機会にしか、変える機会はないので、本則じゃないんで審議の対象外かもしれませんが、意見としては、この機会にいったん元に戻したらどうでしょうか。減額するのは簡単ですが、増額するというか、元に戻すというのはこのタイミングじゃないとできないということもありますので、是非新しい知事には腹を据えて元に戻されたらどうかと思います。

(筒井委員)

私も同じ意見です。

(折田委員)

この2年間の、改定のあった団体の状況を見ると、一般職の給与の改定とあわせて他の都道府県の水準等を考慮の、どちらかになっています。本県の場合、これまでの改定にあたっては一般職の給与の改定率だけを考慮されてきたのかどうか、その点をお伺いしたい。

(行政管理課長)

総括表の2枚目をご覧くださいと思います。すべてではありませんが、平成22年以降の考え方を整理したものでございます。人事委員会の報告と加味した形になっているんですが、直近でいいますと29年から元年

あたりは若年層に限定した改定、というところもありますので、こういったところを加味しておりますし、あとは財政力指数が似通った団体、本県でいいますと鳥取県さんとか島根県さんとか、そういったところの動きも踏まえた上で、改定をしてきておるところでございます。

(山元会長)

この表に関して、平成 29 年度、優秀な人材の確保を図るため、若手・初任給を引き上げますと。賃金の標準モデルがあると思うんですけど、カーブがそもそも他県と比べて、どういう傾向にあるか。何を申し上げたいかという、若手の給与が他と比べて低く、中高年に上がっていくとそれなりの標準のところカーブが上がっているのか、それともカーブの角度自体は全国標準で、若手が低い、結果的に中高年もレベルとしては低いといえるのかどうか。

(行政管理課課長補佐)

我が県は、平成 27 年度に全国で行った総合的見直しという給与制度の見直しを行っておりません。他県におきましては、年齢層、世代間の給与の平準化ということと、地域間の給与の平準化ということをしておりまして、高齢層を少し引き下げ、それを原資に若年層に振り分けるということと、都会の方、物価が高い方については地域手当を割り増しするという措置をしておりますので、少し給与の構造が他県と高知県、違う形になっておりまして、初任給層の立ち上がり少し遅いような形にはなっております。ただ他方で、こういった人事委員会勧告の初任給層は厚めにということは、国や他県も同じように初任給層を高めにする勧告の傾向がございますので、それに沿った形で初任給層を引上げて、人材の確保に努めておるところでございます。

(小川委員)

前回もお話ししたと思いますけど、経済同友会でGKHという幸せの指標をずっとやらせていただいてまして、その発端が 47 位という最下位だったところから始まっております。こういう係数も含めて、最下位に近いのはどうかと思う。今年アンケートをさせていただいた結果は、産業振興計画含めて、防災の意識が上がったり、頑張ってやっていた数字がわりと出てまいっておりますので、それを引き継いで、濱田知事にも頑張っていただくにおいても、ある程度、最下位に近いよりは改定をしていって上げていただきたい。

(山元会長)

福永委員は何かありますか。

(福永委員)

私、自身が農家ですので、給料とか数字にとっても疎いんですけど、皆さんのお話を聞いている中で、私も筒井さんがおっしゃったように、やはりこの機会に一度直されたらどうかなという意見に賛成です。今のまま、このままだといつ変えるという、タイミングも逃してしまうんじゃないかなという気がしています。十分分からないんですけど、私はそんな気がしています。

(筒井委員)

せつないですね、低すぎて。

(小川委員)

最低賃金も上げていかないといけないわけですから。全体的な底上げをしていただきたいというのは、思いとしてはあります。

(筒井委員)

レベルが低すぎてなんかせつなくなりますね。

(山元会長)

現実問題として、我々いろんな相対比較の数字を見せていただいて、ご説明もいただいて思うんですけど、一般の県民の方々がどう納得されるかというところもあるでしょう。そこが一番難しく、頭を悩ますところでしょう。

(木村委員)

最初に言いましたように、本則を変えとなると、職務給の問題とかいろんなことがあるんで難しいんですが、自発的に変えているところについてはどっかで変えてほしい。その政治的な影響が当然あるに決まっているんですが、この時期しか変えられない。一年たってから変えるというわけにはいかないですね。リセットして、それから何かあったらまた考える、これも知事の判断だと…。それともう一つは、大阪府が年俸制という形を採られて、きちっとシンプルにした。是非高知にも、他県比較ばかりじゃなくて、独自性を持ってやっていただいたらいいかと思います。以前もちょっと質問したことがあるんですが、この表を見ると、退職金まで加えると大阪府より高くなりそうなので、少し困ったなと思っています。大阪府の知事が2500万ですけど、高知県が2700万はまずいかな。額の問題もあるんで、長期的な課題として少しご検討いただけたらいいかと思います。趣旨としては、県民から見てできるだけシンプルに、知事さんに対してはいくら払っているのか、シンプルに分かった方がいいんじゃないかと。公務員の場合はなかなか難しいと思いますが、それでももっとシンプルにした方が、私はいいと思います。特別職の皆さんについてはもうちょっとシンプルにやられてもいいんじゃないかなというのを、前々から思っていました。これは長期課題として検討していただけたらと思います。それと言にくいんですが、県議さんについて、いろいろ活動についてご説明いただきました。説明いただくということは、いかに県議さんの活動が、我々から見て理解されていないかの裏返しだと思うのです。これについても給料だけでなく議員定数とかを含めて、純粋にいくら議員さんに払っているんだというのを考える必要がある。議員さん全体には何億円払っていて、それは民主主義のコストなんですけれども、本当にその給与レベルと定数が必要かというのは、不断に検討していく必要があるのではないかと思います。ちなみに東京都はだいたい10万人に一人くらいの議員さんで、高知県は2万人に一人くらいの議員さんです。それだけ必要かどうか不断に、多分ここじゃなくて別のところだと思うんですが、ご検討いただく必要があるのではないかなと思いました。

(山元会長)

今のは前回もご意見いただきましたけど、長期的な課題としてというところですね。

(木村委員)

はい。

(山元会長)

実際、自主的に条例で減額というのはやっているところもあればやっていないところもある。これは悪しき慣行というか、独特な慣行というか、どういうふうに理解したらいいのでしょうか。

(行政管理課長)

本来、申し上げた本則額というのが、職としての報酬はいくらであるべきか。それプラスで、そのときの団体さんよっての事情であったりとか、事象が起きたりというときに、どう給料というところで見せるか、ということだと思います。本則額がそのままになってしまいますと、そういう職ということになります。本来職がどうあるべきか、それと減額ということの意味合いを出すということになろうかと思いますが。冒頭申し上げたとおり、現時点ではだいたい4割の団体で、知事の方でなにかの減額をされているというのが実情というところでございます。

(木村委員)

前例踏襲は非常に楽なんですよね。他の団体がそうだからとか、前例もそうだからとか、非常に楽で、変えよ

うと思うものすごいエネルギーがいる。タイミングも必要。タイミングとしてはこの機会しかない。そのあとのエネルギーを濱田知事がどう使うかは、知事さんにお任せするしかありません。いままでの前例を変えていくのはものすごい労力があるけども、知事には一生懸命やっていただきたい、こういう思いがあるということはお伝えいただきたい。

(行政管理課長)

はい。ご意見はしっかりと承ってまいりたいと思います。

(筒井委員)

はじめ木村委員が言われて、私も意見を言わせていただきましたが、高知は2年に1回審議会を開いて話し合っているんですけども、上げ下げは1万とかいう単位ですよ。それに減額があまりにもあるので、なんとなくおかしいなという感じは、ずっとこのところしていました。都道府県で減額というのがけっこう増えてきますこの減額との整合性というか、私達から見たらなんかおかしいかなど。審議会でせっかく審議しているのに、減額というのがあるので、どうなのかなというのはすごく疑問を持っております。

(行政管理課長)

本則額について補足しますと、基本的には公務職場ですので、県民の方、いろんな取り組みをしておりますので、産業振興計画ですとか、そういったところで県勢浮揚などにより、県内の活力を保っていく、それを通じて中の相場といいますか、経済状況が上がることで、今度は民間と公務職場で開きができる、それをまた是正をしていくために人事委員会の勧告が出て、一般職の給与が上がるということで、これに伴い特別職の引き上げにということでやってきておるところはあろうかと思えます。

(山元会長)

民間の方は、平均給与とかいろんな統計上の数字が出ていますけども、当然産業構造とか年齢構成、20年前と比較して変わっていると思いますけども、その辺は統計上考慮されているんですか。

(行政管理課長)

公務職場の場合、基本的に第三者機関ということで、国でいう人事院勧告にあたる人事委員会の方から勧告があるということです。人事委員会が勧告するにあたっては、人事委員会の方で、同じ、同年齢といいますか職務の構成のところ民間を抽出した形で調べまして、それと公務職場で出して、差がないのか出しますので、勧告が出る時にそういったところを加味し、50人規模の事業者を100社くらいを抽出する形で、比較し、それと公務職場との差を見極めてという形になっています。

(山元会長)

時系列的にも比較ができる数字として出ているというふうに理解してもいいですか。

(行政管理課長)

そうですね、最終的には勧告の方になりますけれど、そこのあたりも加味して毎年勧告をいただく形になります。時によっては当然ながら据置きもあれば下げるという場合も、いままで出てきているところですが、近年は上がっている、ただし若年層のところ手厚くする、そこに差があるんじゃないかという勧告になっているということでございます。

(山元会長)

本則の方に少し話を戻していきたいと思いますが、本則のこの金額水準についてはどんなイメージをお持ちですか。減額のことについてはご意見はいただきましたが、24頁のところ一般職員改定率の推移、さっきもご説明いただきましたが、前回平成22年の改定以降ずっと累計すると、0.44ということでしょうか。

(行政管理課長)

はい、そうですね、0.44。

(山元会長)

後半は若年層にウエイトを置いた改定ということですね。

(行政管理課長)

そうですね、そういうところもありますし、全体的にはこの率ということです。

(山元会長)

その中で、特別職の方につきましては据置きできたということですね。

(行政管理課長)

はい、そうですね。今の122万円に0.44の率をかけますと5千にながしということですので、1万円に満たないということもありまして、引き上げをしてきていない。そういう運用でございます。

(山元会長)

ということであれば、全国的な相対的な比較はともかく、一般職員の改定の推移から見ると、1万円単位で動くということからすれば少しまだ足りないなという考えになりますね。

(行政管理課長)

そうですね、算定上の数字でいけばそういう解釈の一つになろうかと思えます。

(折田委員)

1万円単位でなければ改定しないというのは慣例的なことですか。改定してはいけないということではないですね。

(行政管理課長)

そうではないですね。知事を元に副知事等を計算してまいりますので、そういったところからも1万円を単位の区切りという考え方で、今まで運用してきたというのが実情でございます。他県もご覧いただきますと、だいたいそういう設定になっているのを見て取れるところではあります。

(職員厚生課長)

先ほど委員からご質問のございました、退職手当の年俸制のことでございますけれども、前回の審議会の際に、ウオッチをしていくということで話をさせていただいたところですが、その後の状況ですけれども、先ほど申し上げたとおり大阪府では28年度4月1日に廃止をして、調査をかけたところ神奈川県が同じ28年度から継続して検討中という情報を得ております。都道府県単位ではそういった段階で、大阪府が廃止、神奈川県が継続してこういった審議会で検討中ということでございます。その他のホームページなどで公開されている審議会の記録を見てみますと、例えば都道府県以外で申し上げますと、政令指定都市では大阪市が廃止をされている。それから中核市では尼崎市、奈良市が同じような検討をされておまして、尼崎市と奈良市では検討の結果、尼崎市さんの意見でありますと、退職手当制度については職責に相応する処遇の一環として妥当である、というふうな意見が勝って存続をされている。それから奈良市さんの記録を見ますと、優秀な人材の登用のためには現状においては必要、という結論付けで存続をしているというご意見が出されておりました。今年年俸制を比較するために、1年に全てのものを合算して、1年に換算した表を示してございますので、それを見ていただきますと、資料の34頁にその数字が出てくるということで、枠囲みになっている高知県ですが、退職手当を4で割った金額とい

うことで7,027千円ということ、46位ということ、44位ということ、これに1年間の給料と期末手当の金額20,212千円を合算すると44位になります。さらに隣の表で減額後の支給額という形で見ていきますと、高知県の1年間の総支給額で42位となっております。先ほどおっしゃった大阪府が47位になっていると、こういう結果で見て取れる形になっております。補足説明としては以上でございます。

(山元会長)

結論を出すわけじゃないんですけども、皆さんからいただいたご意見では、心情的には44位というのをなんとか、という気持ちだと思うんですけども、一般職のこれまでの引上げのペースとか、この際本則自体を変えることに対して、県民の皆さんに納得いただけるかどうかという、そこまではまだ至っていないのかなというのが大方のご意見のような感じを受ける。ただし自主的な減額についてはここで頑張ってみ直す、そういう頑張りを期待したいというのがご意見ではないかと思うんですけど、それをお伝えいただきたいということでしょうか。

(木村委員)

減額をやめると何位になるかという、三重県よりちょっと上、34位か35位くらい。スタートラインは、そのくらいでいきませんかという感じがいたします。ただこの審議会は本則の審議ということで、そこまで言えないのかもしれないですが、今例えばいろんな理屈をつけて1万円上げますとしたとしても、さらっと10%削っちゃいますよね。なんかむなしいわけですよ。是非こうした参考意見があったということで、知事にご判断いただいたらどうでしょうか。

(山元会長)

最終的には知事にご判断なさることです。

(木村委員)

慣例を破るとするのは本当に大変なこと。このタイミングでしかできない。これを見ると、大阪府の副知事をやられていたということですので。

(筒井委員)

安い。

(行政管理課長)

大阪府は知事だけ年俸制で、副知事は年俸制とはしていません。

(行政管理課課長補佐)

副知事は公選の職ではないという整理で、知事だけが年俸制になっています。

(木村委員)

退職金はあるんですけども、減額で47番目なんですよ。大阪府は大阪都にするとかいろいろのがあって下げているところがあるので、それをそのままは見られないと思います。

(山元会長)

委員の皆さん、いかがでしょうか。これを言っておきたいというのがありますでしょうか。なければ私が簡単にまとめさせていただいたような方向かなという感じもいたしますけども、主観が入っているかもしれないので、しっかりそのところも検討していただいて、次回の審議会において答申案のご検討をいただきたいと思います。2回目の審議会でご申ができるように、事務局の方にはお骨折りいただいて、案の準備の方、よろしくお願ひしたいと思います。

次回の日程につきましては、事務局の方で調整をいただいているようですので、説明をお願いします。

(行政管理課長)

冒頭申し上げましたとおり審議会2回開催ということでございまして、次に結論に至るよう議論いただくということでございます。次回は、2月6日の木曜日、午後3時から、こちらの場所で考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

(山元会長)

では次回、2月6日木曜日の午後3時から、この場所で行いたいと思ひます。本日の会議はこれで終わりたいと思ひます。どうもありがとうございました。